

令和7年度 港区保育園・幼稚園・小学校連絡協議会委員名簿

<委員長>		
茂木 英雄	教育委員会事務局学校教育部長	
<副委員長>		
中村 美奈子	港区立赤羽小学校長	区立小学校代表
<委員>		
村岡 恵美子	愛星保育園長	私立保育園代表
佐々木 恵子	港区立白金保育園長	区立保育園代表
仙田 晃	白金幼稚園長	私立幼稚園代表
藤井 未知江	港区立三光幼稚園長	区立幼稚園代表
西川 杉菜	港区子ども家庭支援部子ども政策課長	
大久保 和彦	教育委員会事務局教育人事企画課長	
清水 浩和	教育委員会事務局教育指導担当課長	

令和7年度 港区保育園・幼稚園・小学校連絡協議会部会「小学校入学前教育カリキュラム検討部会」委員名簿

<委員長>		
寶來 生志子	東海大学児童教育学部児童教育学科 准教授	
<副委員長>		
湯川 秀樹	青山学院大学コミュニティ人間科学部コミュニティ人間科学科 教授	
<委員>		
佐々木 恵子	港区立白金保育園長	
江尻 良子	港区立飯倉保育園副園長	
中村 則子	港区立西麻布保育園保育士	
山形 夏美	港区立高輪保育園保育士	
相田 幸英	港区立赤羽幼稚園副園長	
金津 杏子	港区立白金台幼稚園教諭	
川村 円香	港区立港南幼稚園教諭	
北村 紅音	港区立中之町幼稚園教諭	
中村 美奈子	港区立赤羽小学校長	
分部 光一	港区立東町小学校副校長	
川村 彰子	港区立青南小学校主幹教諭	
實松 里津子	港区立御成門小学校主任教諭	
須田 美和子	港区立高輪台小学校指導教諭	
世取山 拓平	港区立港南小学校指導教諭	
清水 達也	港区立麻布小学校指導教諭	

<協力者>  
 港区立中之町幼稚園の皆様  
 港区立青南小学校の皆様

<事務局>		
宗像 千恵子	子ども家庭支援部子ども政策課 子ども施設指導係副係長	
小久保 篤子	教育委員会事務局教育人事企画課幼児教育担当専門官	
富樫 学	教育委員会事務局教育人事企画課統括指導主事	
宮城 玲子	教育委員会事務局教育人事企画課幼児教育担当専門官	

(設置)

第1条 就学前教育の充実を図るため、港区保育園・幼稚園・小学校連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 小学校への円滑な接続のための保育園・幼稚園と小学校との具体的な連携
- (2) 就学前教育・小学校教育の充実
- (3) 保育士・幼稚園教員・小学校教員の資質の向上
- (4) 家庭・地域における子育て支援
- (5) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、教育委員会事務局学校教育部長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長が事故があるときはその職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 委員長は、前項に定める委員のほか、必要と認めるときは臨時に委員を指名することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、1年とする。

(部会)

第5条 協議会が必要と認める場合には、部会を置くことができる。

(運営)

第6条 協議会は、委員長が招集し主宰する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員の合意をもって別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年11月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

私立保育園長会 代表園長  
私立幼稚園長会 代表園長  
港区立保育園長会 代表園長  
港区立幼稚園長会 代表園長  
港区立小学校長会 代表校長  
子ども家庭支援部子ども政策課長  
教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課長  
教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長

○港区保育園・幼稚園・小学校連絡協議会部会「小学校入学前教育カリキュラム検討部会」設置要領

令和5年11月30日  
5港学教第4645号

(設置)

第1条 港区保育園・幼稚園・小学校連絡協議会設置要綱(平成22年11月26日港教指第1946号)第5条の規定に基づき、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続に向け、架け橋期の教育の充実を図るため、港区小学校入学前教育カリキュラム検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、次の事項について協議する。

- (1) 「架け橋期の教育」のカリキュラム開発について
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 前項に定める部会員のほか、必要と認めるときは臨時に部会員を指名することができる。

(任期)

第4条 部会員の任期は、委嘱又は任命の日から、1年とする。

(運営)

第5条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、第3条第1項に掲げる部会員とする。

3 部会長は、会を代表し、会務を総括する。

4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。

5 部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは部会長が決するところによる

6 部会長は、必要があると認める場合又は部会員の請求がある場合には、議事に関係のある職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課において処理する。

付 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

別表

学識経験者 2名

港区立保育園 代表4名

港区立幼稚園 代表4名

港区立小学校 代表4名